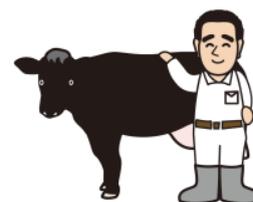


質疑事項



1. 加工原料乳生産者補給金・集送乳調整金について
2. 肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）について
3. 国内粗飼料の増産対策について
4. 生産基盤強化対策について



○委員長（岩井茂樹君）

農林水産に関する調査のうち、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。



藤木眞也君

自民党の藤木眞也でございます。

私も、家に帰れば一畜産農家として、今の畜産の情勢について本当に農家の気持ちを大臣、また役所の皆さんに分かっていただきたいというような思いで今日は質問をさせていただきたいと思います。ちょうど昼飯を食べているときにも、私の息子から、今日はおやじ、日本の畜産農家の代表として頑張れよという電話が掛かってまいりました。やらせていただきたいと思います。

まず最初に、加工原料乳の生産者補給金並びに集送乳調整金についての御質問をさせていただきたいと思います。

先般の畜安法の改正に伴いまして、来年から新たな制度の中でこの乳業の関係の仕事が進められていくわけですが、今回、昨今議論をされております補給金の単価であったり調整金の単価であったりという議論が、今まさに私たちの党内でも行われているところでございます。

そういう中で、私たちとしてはこの畜安法の改正のときに相当な議論は尽くしてきたかというふうに思っておりますし、今回政省令等々で落とし込みを行っていただいた結果、私たちの中ではほぼほぼ担保できたのかなというような気持ちがございましたけれども、やはり畜産農家の方には、今回の畜安法の改正によりまして相当な不安が現場の方に根強いなというのを感じております。

そういう中で、我々農林水産の政策に携わる者として、現場の皆さん方のやはり不安を払拭する部分であったり、やはり中長期的な展望に立った夢や希望、そしてまた後継者の皆さん方がしっかりと酪農をやりたいと言っていた

けるような政策づくりといたしますか環境づくりを進めるべきだというふうに思っております。

そういったいろいろな農家の皆さん方の今後の生産意欲といたしますか、そういうことを考えますと、やはり今年の価格決定というのは本当に私は大事な決定だろうというふうに思っております。その点を今回、齋藤大臣がどのような御所見の中で対策に、進めていこうという気持ちがあるのかというところをお聞かせいただければというふうに思います。



政府
回答 国務大臣（齋藤健君）

近年、我が国の飲用牛乳需要が減少傾向にある一方で、生クリームやチーズなどの乳製品の消費は今後も増加が見込まれておりまして、消費者ニーズに対応すれば酪農経営が発展の可能性があるとということ。そのためにも、特色ある牛乳、乳製品の生産による付加価値の向上など、酪農家が創意工夫を生かせる環境の整備が重要な課題になっているというこの近年の傾向を踏まえまして、新制度におきましては、これまでの暫定措置法に基づく制度を恒久措置として畜産経営安定法に位置付け直すとともに、補給金の交付対象を拡大するということとしたわけでありまして。

新制度は四月一日から施行されるということになりますけれども、これまで五十年以上続いてきた制度が変わるといことになるわけでありまして、新制度への移行に当たりましては、現場の疑問に丁寧に対応をしていって、制度を適切に運用していくということが極めて大事だと思っております。私も副大臣としてこの新制度の企画立案に携わってきましたので、とにかくこの新しい制度の下で生乳の需給の安定等を通じた酪農経営の安定が図られるよう、農林水産省として全力を尽くしていきたいと思っております。



藤木眞也君

ありがとうございます。力強いお言葉をいただきまして、酪農家の皆さんも幾分かの安心は持たれたのかなというふうに思います。是非、本当に農家の皆さんが安心していただけるような結果を、私たちも全力でお手伝いをしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、肉用牛肥育経営安定特別対策事業についての御質問をさせていただきます。

現場には、やはりTPPであったり日EUのEPAであったりというグローバル化の進展に伴って、やはり将来どうなるんだらうという不安が相当農家の皆さんには根強くあるというふうに思っております。

そういう中で、昨今、本当に畜産の相場というのが高値で推移をしているところがございます。我が家も繁殖経営をやっています。子牛の値段が高いというのは本当にうれしいことではあるんですけども、ただ、今の状況を考えて手放しで喜んでばかりはいられないというのが、本当に今、子牛を生

産する農家の皆さん方、ほぼほぼ皆さん同じ言葉を発言されております。

やはり繁殖と肥育という車の両輪が共に成り立って初めてこの肉用牛という産業というのは回るんだなというのを実感をしているところでございますけれども、そういった中で、やはり今、農家の皆さん、特に肥育農家の皆さんが、非常に高い素牛のときの牛が今出荷されている中で、相当経営的に厳しい状況に置かれております。こうした中で、牛マルキンを含む経営安定対策の拡充は喫緊の課題だというふうに思っておりますが、今の現状をどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思っております。

政府
回答

大臣政務官（上月良祐君）

牛マルキンを始めマルキンの制度は、畜産経営安定対策に大変重要な施策だと思っております。牛マルキンにつきましては、特に肉専用種において、子牛価格が高い時期に購入した牛が出荷時期を迎える一方で、枝肉卸売価格が今年度に入りまして軟調に推移いたしておりますことから、直近では地域ごとに補填金の算定を行っている一部の県において既に発動をいたしております、経営の下支えを行っているところであります。

牛マルキン等の経営安定対策につきましては、セーフティーネットとしての機能が十分に果たされるということが大変重要だと思っております。まずは必要な予算の確保をしっかりとやる、これが重要だと思っております。そして、その上で、生産者の経営安定が図られるよう、それに資するように適切に運用してまいり、このことが必要だと思っておりますので、これからも現場の声をよく聞きながらしっかりと運用してまいりたいと思っております。



藤木眞也君

今、随分幅を持たせたといえますか、幅を持った形で政務官の方から御答弁いただきましたけれども、やはり今しっかりと対策を打たないと私は、TPPであったりEPAの発効を待ってうんすんという、今マルキンの制度は御決定をいただいておりますけれども、肥育農家の皆さんは恐らくもたないんじゃないかなという心配をいたします。

私も過去にBSEを経験したわけですが、あの当時、大体三十万の赤字が出たなというふうに記憶をします。その三十万という数字が見えたときに、国からあのときは緊急に特別対策を打っていただいたなという記憶があるわけですが、恐らく来年の夏以降、夏以降というか夏前後から出荷が始まります肥育牛というのは、七十万に近い数字の子牛を買われた牛が出荷につながってきます。通常の子牛の値段というのは四十万前後でこれまで推移してきたかと思いますが、子牛の値段だけでも三十万の差が出てくるということは、本当にこれ、BSEの発生当時と変わらないような状況が私は現場には生まれるんじゃないかなというふうに思います。

是非ともこれは国の方で何とか考えていただきながら肥育農家の皆さん方

を守っていただく、また私たちも守っていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。本当にこれ、極めて危険な状況が日に日に近づいてきているんだというふうに思います。

是非、特別対策、これを打っていただけるような考えで今後御検討いただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

政府
回答

政府参考人（枝元真徹君）

お答え申し上げます。

さきの十一月に改訂されました総合的なTPP等関連政策大綱におきまして、TPP又は日EU・EPA発効に合わせまして、法制化された牛マルキンについての補填率を引き上げるということにされてございますので、それに従って対応してまいりたいと存じます。



藤木真也君

いや、それじゃ私は厳しいと思います。やはり、今後三十万、四十万という素牛の差が、本当にこれは肥育農家の皆さん方には大きいのしかかってくる問題です。是非これは、特別対策でもいいです、現場の皆さんは発効を待たずというお言葉、よく耳にします。是非その辺は前向きに検討していただければというふうにお願いをいたします。

続きまして、今日配付をしてあると思います、先般、進藤先生の方から使われた資料によく似た資料を見付け出してきました。これを基に、この黄色の部分のところを、畜産農家も努力はしたいという気持ちは持っているんだということから、私の持論ですけれども、皆さん方には是非聞いていただければというふうに思います。

これはどちらかというところ、畜産サイドの話ではなくて米の政策につながってくるところなんですけれども、国産の粗飼料であったり、やはり国産の餌というのを増やしていく必要があるんだということを見ると、一番今国の政策に乗っかっていくには、水田の対策にこの餌を作っていただくというのが一番理想的で早道なのかなということを感じているわけですが。

やはり、これまで米政策の中で戦略作物という品目がありますけれども、その中で飼料米、またホールクロップ用の、飼料用の稲であったりという助成は相当な金額を付けていただいて、農業現場では作付けが拡大をされているというのはもう皆さん方も御案内のとおりでございますけれども、今この政策は、しっかり需給のバランスとしてがちりマッチをしたいい形が今はできているというふうに思いますけれども、これは今国からよく言われる毎年八万トンずつの需要が減っていくということを見ると、今後ますますこの転作田というのが広がってくるということが、もう必然的に私たちは計画をしていなければいけない話なんですけれども、十年もしないうちにあと一割増えるんだと。じゃ、そこに何をやるんだといったときに、やはり私は飼料米では若干これ、

恐らく使うサイドからいけばもう要りませんよという話が出てくるんじゃないかなというような心配をいたします。

そこで、やはりそこに行き着く手前で、私はほかの品目辺りも取り組みながら政策誘導をしていく必要があるのかなということを考えると、これまでの戦略作物というのは耕種サイドの考え方によって決められてきた品目かなと思いますけれども、やはりこの戦略作物の中でも餌に係る部分というのは、畜産サイドの方々が使って初めて成り立つ話であります。

そういった中で、是非、畜産サイドの意見としては飼料米よりもトウモロコシがいいんだという声が非常に大きいということをして是非皆さん方に御認識いただければと思いますし、畜産部の方では当然その取組は相当頑張っている近年行っているという情報はいただいておりますけれども、やはり畜産だけでそれに取り組もうとすると予算的にも厳しいものがあるのかなというふうに思います。

ただ一方で、現行の制度でいきますとトウモロコシは飼料作物扱いになります。年間の助成金が三万五千元ということですが、やはり私の知り合いにも今何人かが、取り組んでいる人であったり取組をお願いされている人がいますけれども、もう少し交付金があればということをしてそれぞれの方が口にされることを考えると、その戦略作物の枠から一つトウモロコシだけは出して、別枠で予算措置をする必要があるんじゃないかなというふうに思います。

本当に、飼料米であったり飼料稲は八万円という基準のベースがありますけれども、私は、そこに向かってはそこまでの金を国が出す必要はないんじゃないかなというのがトウモロコシです。単価が幾らが一番適当なのかというのは私も分かりませんが、トウモロコシだったら畜産農家の人もお金を出してもいいと言われるような品目であります。農家の皆さん、畜産農家の皆さんの出し前と国の助成金によって八万円が担保できる、そういう私は作物であるトウモロコシを是非国の方でも本当に精力的にお取り組みいただければというふうに思いますが、その点を、お考えをお聞かせいただければと思います。

政府
回答

政府参考人（柄澤彰君）

我が国におきましては、主食用米の需要が減少しております中で、食料自給率あるいは自給力の向上を図るためには、主食用米から飼料作物など主食用米以外の作物への転換によりましていわゆる水田のフル活用を進めていくということが極めて重要だというふうに考えております。

このような中で、今御指摘ございました飼料用トウモロコシの作物全体を言わばサイレージとして密封、貯蔵し発酵させて利用する青刈りトウモロコシにつきましては、現在、戦略作物の一つとしまして、十アール当たり三万五千元の御支援を申し上げているところでございます。

これを例えば飼料米と比べてみますと、単収がもう非常に高いということで、それに伴いまして販売収入も高い。単収を見てみますと、飼料米は大体十

アール当たり五百三十キロ程度でございませけれども、この青刈リトウモロコシにつきましては十アール当たり三千六百キロ取れるということでございます。また、コストの面を見ましても、ほとんど農薬を使わないというようなことで経営費も低いということでございますので、十アール当たりの所得で見ますと飼料米などほかの戦略作物とおおむね同水準ということで、既に十分な支援単価となっているというふうに認識をしております。

他方、この青刈リトウモロコシにつきましては、排水性の良くない水田ではなかなか難しいと、生育不良になってしまうというようなことですか、秋の長雨や台風などの影響を受けた場合には品質が低下しやすいというような課題もございませ。全国のあらゆる水田で幅広く作付けできるというものではございませけれども、栽培条件が整った地域におきましては今後とも一層の生産拡大が期待できるというふうに私どもも考えているところでございませ。

こういった中で、この青刈リトウモロコシの増産につきましては、平成三十年予算におきましても、飼料増産総合対策事業の中でコントラクター等による作付け、利用拡大等の取組に対する支援なども現在要求しているところでございませ、今後更に積極的に生産拡大を進めてまいりたいと存じます。



藤木眞也君

実情、今お話では青刈リトウモロコシの話がほぼほぼだったかなというふうに思います。稲に置き換えれば、飼料米があって、ホールクロップという二つの種類があります。トウモロコシでも是非、子実のトウモロコシ、これを飼料米と同じ位置付けでお願いできればと思いますし、青刈りは飼料稲と同じ位置付けで考えればいいのかというふうに思います。

是非、これ本当に畜産農家の皆さんからいけば喉から手が出るくらい欲しい、私は餌だというふうに考えませ。是非この辺は、なぜ今転作田でその面積が拡大していかないのかということも併せて役所の方には考えていただければというふうに思います。相当ハードルは高いというふうには思いますけれども、本当に今後、米の需給バランスのことも考えて今のうちから私は取り組んでいくべき問題ではないかな、課題ではないかなというふうに思いますので、前向きな検討をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、生産基盤強化の対策についてであります。

今回、TPPの関連対策として畜産クラスターという事業が、本当に現場の皆さん方に喜ばれている事業が出していただくことができたなというふうに思います。ただ、現場を回ってみますと、なかなか家族農業、小規模農家の方にこの事業が当たらないんだということを口々に言われませ。大規模農家に取り組みやすく、なかなかこれ小さい農家には活用しにくいといった運用上の課題をよく聞くわけですが、この実態、役所としてどのように把握をされているのか、お聞きしたいと思います。

政府参考人（枝元真徹君）

お答え申し上げます。

畜産クラスター事業におきましては、事業の採択時に地域全体への波及効果等を評価いたしまして都道府県又はクラスター協議会が優先順位を付けるということになっていることから、小規模な経営は相対的に採択されづらいのではないかという声があることは承知をしております。

他方、これまで、平成二十七年度の補正予算におきましては、法人だけでなく家族経営についても、規模のいかんを問わず、クラスター計画に中心的な経営体として位置付けられ、地域の平均規模以上に拡大する場合には支援対象といたしました。また、平成二十八年度補正予算からは、中山間地域の優先枠を新たに設けまして、土地条件に制約があります中山間地域の中小規模の畜産農家の方々が活用しやすいように、地域の平均規模以上に拡大しなくても事業の対象にするなど、現場の声を聞きながら対応してきたところでございます。

したがって、中小規模の家族経営が事業を活用するに当たりましては、その経営が地域でどのような役割を果たすのか、また、その経営が継続、発展するために地域とどのように連携するのかなどにつきまして関係者間でよく話し合っていて、クラスター計画に位置付けていただくことが重要だというふうに考えてございます。

こういう事業の仕組みですとか、中小規模の家族経営の方々が畜産クラスター事業によりまして成果を上げている事例などをしっかりと周知いたしますとともに、中小規模の家族経営を含めた地域の畜産、酪農の収益向上の取組を進めるために、今後とも必要な予算の確保に努め、また適切な運用を図ってまいりたいと存じます。



藤木真也君

今言われるような答えが返ってくるのかなというふうに思いました。

クラスターには二つの大きく分類分けができるわけですが、確かに、私が思うに、やはり牛舎を建てていくという方の事業に関して考えると、この制度上、やはり大規模農家が有利なのかなというような考えが起きるわけですがけれども、ただ一方、もう一つある機械導入ですよね、こちらを考えると、ほぼほぼ全ての農家の方々はそちらに取り組みされる方が多いのかなということがあります。

実際、熊本県のF牧場も申請は上げております。若干大規模農家なんですけれども、やはり大規模農家であっても漏れるというのが実態としてはございます。小規模農家だけが漏れるんじゃないんだということが私は感じているわけなんですけれども。

先般、南九州を、畜産地帯を視察をしてきた際に、やはり同じような声が意見交換の中から出てきたときに、採択率を聞いたときに、熊本県で、県酪連が最初に言われたんですけれども、二五%ちょっとだということでした。畜連で

あつたり経済連に聞いてみても、やはりそれ前後の数字を言われました。二五%前後の採択率ということは、四分の一の人しかやはりその事業が今のところ取り組めていないと言うことが見方を変えればできるのかなというふうに思います。やはりそれだけ、何とかな、声大きい、要望大きい事業なんだということを是非役所の皆さん方には御理解いただいて、やはり採択率を上げることによってそういう声が私は少しずつ小さくなっていくんじゃないかなというふうに思いますので、是非とも、今後、この畜産クラスターについてはしっかりと予算確保をお願いしたいというふうをお願いいたします。

時間が本当に少ないんで、もう次々行かせていただきますけれども、あと一枚、今日、私、資料をお配りしているかと思えます。

これは、前回の委員会で競馬法の日切れの法案の審議がございました。その中で、軽種馬の話というのは相当この委員会の中でも話が出てきたわけですが、私の出身地であります熊本県というのは、馬刺しといえば熊本県というほどの一大産地であります、やはり熊本でも一年間では百頭ほどしかこの農耕馬が生まれていないというのが現状です。

今年七月に、私は久しぶりに帯広の馬の競りに出向きました。十年ぶりぐらいに行ったわけですが、本当に馬の上場頭数が減っているのに驚きました。もう市場の半分ぐらいしか馬が繋がっていないという状況を見たときに、うわあと思って数字を調べてみて本当にびっくりしたんですけれども、今日この表を見ていただくと本当にこの減少というのが皆さん方にも御理解していただけるんじゃないかなと思います。

やはり補助というのが、今まで助成というのが、前回の議論の中でもありました、JRAの予算の中から馬に関しては補助金が出ていたという話を聞きますけれども、やはり馬農家の方で本当に後継者が少ないんだなというのを感じるわけですが、やはり規模拡大をしようと思って厩舎を建てるときの事業がありませんと、そういうことを本当にいろいろな農家の方が言われます。今回のクラスターに関しては、これがおかげさまで組み込んでいただくことができたということでもありますけれども、これまでそういったハード面の事業がなかなか馬の方までは手が届いていなかったんだなということを感じております。

是非、ここは役所として早急に対応をしていただく必要があるのかなと思いますし、北海道でさえ本当に少ない頭数に減っております。もうこれ、言葉を換えれば、絶滅危惧種に近いんじゃないかなという状況まで、私は、この二十一年間で減っているんだということを皆さん方に御認識をいただいて、今後、是非ともこの肥育につながる馬、これはもう軽種馬も含めて全ての馬が肥育につながっていく馬でありますけれども、農耕馬であつたりの、肉にほぼほぼ向いた馬の振興というのを役所の方でどのように今後お考えなのかということをお聞かせいただければと思います。

政府参考人（大野高志君）

お答え申し上げます。

農用馬の飼養頭数でございますが、農作業の機械化の進展、それからばんえい競馬の縮小、生産者の方々の高齢化、こういった理由により、これまで一貫して減少傾向で推移してまいりました。

こういった中で、農林水産省としましては、独立行政法人家畜改良センター十勝牧場、委員も御訪問されたとお伺いしておりますけれども、優秀な種牡馬の貸付け、繁殖牝馬の譲渡、人工授精用精液の配付を行い、農用馬の生産振興を図っているところでございます。また、地方競馬全国協会におきまして、繁殖牝馬の導入支援あるいは子馬の生産奨励、こういった対策を実施させていただいております。

こういった取組によりまして最近では、一貫して減少を続けてきた農用馬の生産頭数、二十七年が千百一頭と一年の生産頭数が底でございましたが、二十八年には千百二十頭と、ようやく、増加傾向とは申しませんが、歯止めが掛かってきたかなというところで、明るい兆しも見えつつあるところでございまして、今後とも地方競馬全国協会等の関係団体とも連携しながら、我が国におけます農用馬の生産振興には努めてまいりたいと考えているところでございます。



藤木眞也君

そろそろ時間ですので。

本当、今まだ経営をしていらっしゃる農家の方がいらっしゃる今だからこそ、しっかりとした対策が必要なのかと思えますし、元々は熊本だけの文化だった馬刺しというのが、今は日本中どこに行っても食べられるぐらい消費の方は広がっているという現状もございます。やはり、しっかり国産馬で日本の皆さんに食べていただけるような環境というのも役所の方で責任を持ってお取り組みいただきますことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思えます。

ありがとうございました。